

地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額にかかる地方交付税の減額を地方の理解が得られないままに推し進めた。これは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、地方自治法の本旨からみて、容認できるものではない。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければならない。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の施策方針のもとに一方向的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保証した上で、そのあり方や総額を決定する必要がある。

さらに、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策、被災地の復興など地方自治体が担う役割は増大していることから、地方の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額等が確保される必要がある。

よって、国においては、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額等の拡大に向けた次の対策を求める。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額及び地方交付税の算定方法については、国の政策方針に基づき一方向的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	伊 吹 文 明 殿
参 議 院 議 長	平 田 健 二 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	新 藤 義 孝 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿